

通 商 産 業 省

官 印 省 略

平成12・09・20立局第3号

平成12年12月22日

環境立地局長

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

上記の件について、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第20条第1項ただし書きに基づく指定完成検査機関、法第22条第1項第1号に基づく指定輸入検査機関、法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関、法第44条第1項に基づく指定容器検査機関、法第56条の3に基づく指定特定設備検査機関並びに法第39条の7、第49条の8及び第56条の6の5に基づく検査組織等調査機関について、法関係政省令に定めるほか、国が指定をする際の指定要領を別添のとおり定めたので、今後はこれに従い処理されたい。指定保安検査機関については、従前どおり指定完成検査機関の指定要領と同様の内容で運用するものとする。

なお、これに伴い、「高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について」（平成11年4月1日付け平成11・03・31立局第26号）は廃止する。

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

I. 指定完成検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第14条各号に規定する書類及び2. に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、指定完成検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定完成検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定完成検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第14条の規定により申請を行い、2. により審査を受けるものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格（欠格事項）に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 統括完成検査員の資格及び数に関する事項
 - ③ その他の完成検査員の資格に関する事項
 - ④ 構成員の構成に関する事項
 - ⑤ 完成検査の業務の公正性確保に関する事項
 - ⑥ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 完成検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 完成検査を行おうとする製造施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 完成検査証の交付に関する事項
- (6) 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
- (8) 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
- (9) 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 完成検査の実施体制に関する事項
- (11) 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- (12) 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他、完成検査の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による指定完成検査機関の監督等

指定完成検査機関の指定権者は、指定完成検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

5. 指定完成検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙1の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙2の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定完成検査機関としての指定（業務範囲等の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査（統括完成検査員に対する面談等）を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。

なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

II. 指定輸入検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、規則第23条の2各号に規定する書類及び2. に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、指定輸入検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定輸入検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定輸入検査機関は、指定後、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする地域の範囲について、改めて規則第36条の規定により申請を行い、2. により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格（欠格事項）に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 輸入検査を実施する者の資格及び数に関する事項
 - ③ 構成員の構成に関する事項
 - ④ 輸入検査の業務の公正性確保に関する事項
 - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 輸入検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 輸入検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 輸入したガス種及び当該ガスが充てんされた容器に応じた輸入検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 輸入検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 輸入検査合格証の交付に関する事項
- (6) 輸入検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (7) 輸入検査を実施する者の配置及び教育に関する事項

- (8) 輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の保存に関する事項
- (9) 輸入検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 輸入検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- (11) 輸入検査の結果の報告の体制及び記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (12) その他、輸入検査の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による指定輸入検査機関の監督等

指定輸入検査機関の指定権者は、指定輸入検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

5. 指定輸入検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙3の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙4の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定輸入検査機関としての指定（業務範囲等の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査（輸入検査を実施する者に対する面談等）を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。

なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

Ⅲ. 指定容器検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、規則第36条各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、指定容器検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定容器検査機関としての業務は実施できない。
- (3) 指定容器検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第36条の規定により申請を行い、2.により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格（欠格事項）に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 容器検査、附属品検査、容器再検査又は附属品再検査又は型式承認試験（以下「容器検査等又は型式承認試験」という。）を実施する者の資格及び数に関する事項
 - ③ 構成員の構成に関する事項
 - ④ 容器検査等又は型式承認試験の業務の公正性確保に関する事項
 - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う場所に関する事項
- (3) 容器検査等又は型式承認試験を行おうとする容器等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 容器検査等又は型式承認試験に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 容器等の刻印に関する事項
- (6) 容器等の型式承認試験合格証の交付に関する事項
- (7) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (8) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の配置並びに教育に関する事項
- (9) 容器検査等又は型式承認試験を行った容器又は附属品に係る容器検査等又は型式承認試験の申請書の保存に関する事項
- (10) 容器検査等又は型式承認試験を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (11) 容器検査等又は型式承認試験に係る協力会社との関係、業務の区分、責

任の所在等に関する事項

(12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式に関する事項

(13) その他、容器検査等又は型式承認試験の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による指定容器検査機関の監督等

指定容器検査機関の指定権者は、指定容器検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

5. 指定容器検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙5の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙6の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定容器検査機関としての指定（業務範囲以外の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事務所の調査（検査設備、組織及び管理体制等について）を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。

なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

IV. 指定特定設備検査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

(1) 指定申請書には、規則第47条各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。

(2) 業務規程の認可の申請については、指定特定設備検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定特定設備検査機関としての業務は実施できない。

(3) 指定特定設備検査機関は、指定後、その指定の区分、地域又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は業務の範囲について、改めて規則第47条の規定により申請を行い、2.により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）

- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格（欠格事項）に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 検査設備に関する事項
 - ② 特定設備検査を実施する者の資格及び数に関する事項
 - ③ 構成員の構成に関する事項
 - ④ 特定設備検査の業務の公正性確保に関する事項
 - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 特定設備検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 特定設備検査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 特定設備検査を行おうとする特定設備に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 特定設備検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 特定設備検査合格証の交付に関する事項
- (6) 特定設備基準適合証の交付に関する事項
- (7) 特定設備検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (8) 特定設備検査を実施する者の配置及び教育に関する事項
- (9) 特定設備検査を行った特定設備に係る特定設備検査の申請書の保存に関する事項
- (10) 特定設備検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (11) 特定設備検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- (12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- (13) その他、特定設備検査の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による指定特定設備検査機関の監督等

指定特定設備検査機関の指定権者は、指定特定設備検査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

5. 指定特定設備検査機関審査要領

(1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙7の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙8の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて指定特定設備検査機関としての指定（業務範囲以外の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事務所の調査（検査設備、組織及び管理体制等について）を行うことを妨げるものではない。

(2) 審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

V. 検査組織等調査機関の指定要領

1. 指定の申請及び業務規程の認可の申請

- (1) 指定申請書には、規則第66条の3各号に規定する書類及び2.に掲げる審査項目について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 業務規程の認可の申請については、検査組織等調査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差し支えはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ検査組織等調査機関としての業務は実施できない。
- (3) 検査組織等調査機関は、指定後、その指定の区分又は業務の範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分又は業務の範囲について、改めて規則第66条の3の規定により申請を行い、2.により審査を行うものとする。

この場合、申請書に添付する書類のうち、次の書類については省略することができる。

- ① 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（変更のない場合に限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③ 役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面（変更のない場合に限る。）

2. 指定の審査

指定の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類に関する事項
- (2) 申請者の資格（欠格事項）に関する事項
- (3) 指定の基準に関する事項
 - ① 統括検査組織等調査員の資格及び数に関する事項
 - ② その他の検査組織等調査員の資格に関する事項
 - ③ 構成員の構成に関する事項
 - ④ 検査組織等調査の業務の公正性確保に関する事項
 - ⑤ 経理的基礎に関する事項
- (4) 帳簿に関する事項

3. 業務規程の認可の審査

業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 検査組織等調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 検査組織等調査の業務を行う場所に関する事項
- (3) 検査組織等調査指定の区分に応じた調査項目に係る検査組織等調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- (4) 検査組織等調査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- (5) 認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第46条第2項の書面及び特定設備検査規則第63条第3項の書面の交付に関する事項
- (6) 統括検査組織等調査員の選任及び解任に関する事項
- (7) 統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員の配置及び教育に関する事項
- (8) 検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査組織等調査の申請書の保存に関する事項
- (9) 検査組織等調査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- (10) 検査組織等調査の実施体制に関する事項
- (11) 検査組織等調査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- (12) その他、検査組織等調査の業務に関し必要な事項

4. 指定権者による検査組織等調査機関の監督等

検査組織等調査機関の指定権者は、検査組織等調査機関の指定後、同機関が指定の基準に適合しているか否か、定期的に確認するものとする。

5. 検査組織等調査機関審査要領

- (1) 指定及び業務規程の認可に当たっての審査

指定及び業務規程の認可に当たっての審査は、原則として書類審査により、指定に際しては別紙9の指定審査評価表に基づき、業務規程の認可に際しては別紙10の業務規程認可審査評価表に基づき実施するものとする。

なお、審査に当たり、必要に応じて検査組織等調査機関としての指定（業務範囲等の変更を含む。）及び業務規程の認可の申請を行う者の事業所の調査を行うことを妨げるものではない。

（２）審査項目の評価

指定及び業務規程の認可審査評価表の審査項目ごとに合否の評価を行うものとする。一項目でも否があった場合には、その審査は不合格とする。

なお、否の判断をしたときは、特記事項欄にその判定理由を具体的に記載すること。

別紙 1 指定審査評価表（指定完成検査機関）

審査項目	調 査 項 目	判 定 基 準	区分ごとの評価		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況 ・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面 (e) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 完成検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (g) 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて完成検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 完成検査を実施する製造施設等の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力 ・指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲	1. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第14条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。 2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。 （参考：指定の基準に関する事項④） （参考：指定の基準に関する事項①） 3. 統括完成検査員のみでよい。 （参考：指定の基準に関する事項②及び③） （参考：指定の基準に関する事項⑤）			
申請者の資格に関する事項	・欠格事項 ・完成検査の公正性の確保	4. 規則第13条の規定に基づき、指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲が明確になっていること。 5. 規則第14条第5号に規定するとおり、法第58条の19の欠格条項に該当していないこと。 6. 申請者は、規則第14条第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 完成検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象設備の設計、製造、輸入又は使用に直接関与しないこと。			
指定の基準に関する事項 ① 検査設備に関する事項	・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 a) 安全弁作動試験用器具又は設備 b) 圧力計精度確認用器具 c) 温度計精度確認用器具 d) 肉厚測定用器具 e) 耐圧試験用設備 f) 気密試験用設備 g) 非破壊探傷検査用設備 h) その他製造施設等に応じて必要な	7. 1) 完成検査に必要な機械器具その他の設備を保有又は借入れにより確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必			

機械器具その他の設備

・機械器具その他の設備についての添付書類

要な機械器具その他の設備が明確にされていること。

- 3) 規則第14条第4号ロに規定する内容が記載されたものであること。
 - ① 機械器具その他の設備の数
 - ② 機械器具その他の設備の性能
 - ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別

- 4) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、完成検査の実施に支障を及ぼさないものであること。

8. 機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。

- 1) 精度と正確さを保つために、次の事項が明確となった規程等が定められていること。
 - ① 管理が必要となる設備の選定
 - ② 国で定める基準・規格で精度等が規定されている設備の選定
 - ③ 設備の点検頻度、点検方法及び判定基準
 - ④ 調整・校正後の有効期間
 - ⑤ 調整・校正後における不適合の場合の措置の方法（再調整・校正、パーツ交換並びに廃棄等の手順を含む。）
 - ⑥ 精度等が確認された設備に対する有効期間等の表示の方法
 - ⑦ 精度確保後の保護手段
 - ⑧ 使用中に精度不良が発見された場合の措置
 - ⑨ 取扱い、安全対策、保存又は保管の方法
- 2) 機械器具その他の設備及び計測・測定後の精度維持に関する適切な管理者が定められていること。
- 3) 上記1)に従い管理される機械器具その他の設備を管理する台帳が整備されていること。
- 4) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合も借入れ先において1)～3)に掲げる管理がなされていることを管理者が定期的に確認を行うこと。確認の状況について、記録として残されていること。

9. 統括完成検査員は行おうとする完成検査の区分に応じて、規則第16条第1項各号に規定する資格を有する者であること。

- 1) 指定完成検査機関の運営に関し、十分意見を反映し得る役職にあり、かつ、次の①～③いずれかの経験を有する者であること。
 - ① 所定の免状の交付を受け、かつ、高圧ガスの製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する経験を有していること。
 - ② 所定の高圧ガスの製造又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する経験を有していること。
 - ③ ①又は②と同等以上のものと通商産業大臣が認める経験を有していること。
- 2) 指定完成検査機関が常時雇用している職員（出向者を含む。）であること。

10. 完成検査員は行おうとする完成検査の区分に応じて、規則第16条第2項各号に規定する資格を有する者であること。

11. 統括完成検査員1名が検査することができる製造施設等を有する事業所数は規則第17条第1項各号に規定する数であること。

- 1) 規則第17条第1項第1号に掲げる特定施設を有する事業所 600箇所
- 2) 規則第17条第1項第2号に掲げる特定施設を有する事業所 150箇所
- 3) 規則第17条第1項第3号に掲げる

② 完成検査を実施する者の資格に関する事項

・統括完成検査員の資格

・完成検査員の資格

③ 統括完成検査員の数等に関する事項

・統括完成検査員の数

		る特定施設を有する事業所 150 箇所 4) 規則第17条第1項第4号に掲げ る特定施設を有する事業所 30 箇所 5) 規則第17条第1項第5号に掲げ る特定施設を有する事業所 200 箇所
④ 構成員の構 成に関する事 項	・統括完成検査員の一覧表等（統括完成 検査員の職歴（検査経歴を含む。）、 取得資格等を記載したもの。） ・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる 法人の種類に応じた構成員の氏名又は 名称 ① 民法（明治29年法律第89号） 第34条に基づき設立された法人 社員 ② 商法（明治32年法律第48号） 第53条の合名会社及び合資会社並 びに有限会社法（昭和15年法律第 47号）第1条第1項の有限会社 社員 ③ 商法第53条の株式会社 株主 ④ 中小企業等協同組合法（昭和24 年法律第181号）第3条の事業協 同組合、事業協同小組合及び企業組 合並びに農業協同組合法（昭和22 年法律第132号）第4条第1項の 農業協同組合 組合員 ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協 同組合連合会及び農業協同組合法第 4条第1項の農業組合連合会 直接 又は間接にこれらを構成する者 ⑥ その他の法人 当該法人に応じて ①から⑤までに掲げる者に類する者 ・役員等の略歴等に関する添付書類 （法人全体の組織図及び構造図を含む 。）	12. 規則第14条第4号ハに規定する内 容が記載されたものであって、8、 9、及び10. の内容について十分確認 できるものであること。 13. 規則第14条第4号イに規定する内 容が記載されたものであり、次の要件 に適合していること。 1) 役員及び構成員は、完成検査の公 公正な実施に支障を及ぼすおそれが あってはならないものであること。 2) 役員及び構成員の構成割合を記載 した書面は、事業計画書、業務規程 等に照らし合わせる等により完 成検査の公正な実施に支障を及ぼす ようなおそれがないことを確認でき るものであること。 2) 法人全体の組織図及び人員配置が 記載されたものであって、その構成 が完成検査業務を円滑に遂行する能 力を維持できる組織及び機構である こと。
⑤ 完成検査の 業務の公正性 確保に関する 事項	・公正性確保のための条件について、以 下の事項を確認すること（完成検査以 外の業務を実施している場合には、完 成検査以外の業務との関係を含む。） a) 特定の者を不当に差別的に取扱う ものでないこと b) 完成検査を受ける者との取引関係 その他の利害関係の影響を受けない こと c) その他完成検査の公正な実施に支 障を及ぼすおそれがないものである こと	14. 規則第14条第4号ニ及び第18条 の2各号に規定する内容が記載された ものであり、次の要件に適合している こと。 1) 完成検査以外の業務の種類及び概 要が明記されていること。 2) 完成検査業務以外の業務により、 完成検査業務の物理的能力に支障を 及ぼさないこと、及び申請者の経理 的基礎が不安定になるおそれがない こと。 3) 特定の者を不当に差別的に取扱う おそれ（手数料、検査所要期間、事 務手続上の差別等）がないこと。 4) 完成検査を実施する者が、自ら完 成検査の対象となる設備について設 計、製造、据え付け、修理等完成検 査以外の業務を行わないことが、明 確に定められていること。 5) 完成検査業務の公正な執行の支障 となる覚書又は協定がないこと。 6) 完成検査担当部門の職務分掌及び 権限が明確に定められ、完成検査を 行う設備について、他の業務を行わ ず、他部門から不当な拘束を受けな いようになっていること。
⑥ 経理的基礎 に関する事項	・経理的基礎	15. 公正な完成検査業務を適確かつ円滑 に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態 が良好であること。 2) 完成検査業務を行うための最小限 の固定的費用を賄うに足る資産を保 有していること。 3) 検査の瑕疵に起因するトラブルが 発生した場合にも当該トラブルに対 し、自らの責任に応じて対応できる 措置（財政的な備え、損害賠償責任 保険への加入など）が講じられてい ること。 16. 規則第67条第2項に規定する帳簿 の様式が定められていること。 17. 帳簿は、検査を実施した日から6年
帳簿に関する事 項	・帳簿 ・帳簿の保存体制	

		間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。			
--	--	---------------------------------	--	--	--

別紙2 業務規程認可審査評価表（指定完成検査機関）

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	（業務規程の記載事項） ・完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 ・完成検査の業務を行う場所に関する事項 ・完成検査を行おうとする特定施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 ・完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項 ・完成検査証の交付に関する事項 ・統括完成検査員の選任及び解任に関する事項 ・統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項 ・完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項 ・完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 ・完成検査の実施体制に関する事項 ・完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項 ・完成検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項 ・前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関し必要な事項 a) 完成検査を受け付けられない場合 b) 罰則規定 c) 検査技術等に関する調査、研究体制等について	○ 規則第22条に規定する項目が全て業務規程中に定められていること 1) 完成検査証の交付については、交付日付等都道府県の規定を踏襲するものとし明確になっていること。 2) 統括完成検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 3) 厳正かつ適正な完成検査を実施するため、統括完成検査員及び完成検査員に対して、配置当初及び配置後定期的に、統括完成検査員及び完成検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。 4) 完成検査申請書は完成検査実施事業所個々に、次回保安検査日まで保存することが明確になっていること。 5) 本人と確認できる身分証明書及び完成検査を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 6) 完成検査の実施に当たっては、指定を受けようとする区分、施設の種類及びその規模に応じ、規則第15条に規定する機械器具その他の設備を用いて規則第16条第2項に規定する完成検査員又は規則第16条第1項で規定する統括完成検査員が実施（統括完成検査員にあつては現場での立会を含む。）し、かつ、統括完成検査員が完成検査員その他作業員の指揮、監督、検査工程の管理及び検査全般の判定を行うこととされており、具体的な要領等がマニュアル等により明確になっていること。 7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 8) 完成検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 （参考：別紙1中申請書及び添付書類に関する事項） 9) 法第20条第4項の規定に基づく都道府県知事への完成検査結果の報告方法が業務規程中に明確になっていること。 10) 法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 11) 社内規程等により罰則規定等が明確になっていること。 12) 検査結果等についての調査、研究の実施及び検査実績に基づく不具合			

		等について分析するとともに、それらを整理し、有効に活用できるようになっていること。		
d) 情報の収集について		13) 完成検査の業務に必要な情報の収集方法及び整理、分類の手法が確立しており、その手法に基づき整理、分類できるよう体制が整備されていること。		
e) 統括完成検査員及び完成検査員に対する検査実施上留意すべき事項の周知・教育体制について		14) 完成検査の対象となる、事業所個々についての検査実施上留意すべき事項について、統括完成検査員及び完成検査員に定期的に教育等を実施する体制が整備されていること。 実施状況等が記録として残されていること。		
f) 完成検査を実施した製造施設等に事故（高圧ガス事故に限る。）が発生した場合の対応について		15) 事故が発生した特定施設等を有する都道府県と協力して事故原因の究明等を行う体制を完成検査の実施に影響を及ぼさない上で整備する旨規定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定権者に速やかに報告する旨規定していること。		
g) 都道府県との協力体制				
h) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続きについて		16) 検査申請者等から受けた苦情を解決する方針及び手続きを規定していること。全ての苦情の記録と指定完成検査機関が取ったその処置の記録を保存する旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、指定完成検査機関の方針若しくは手続き又は指定の基準に対する検査機関の適合性、又は指定完成検査機関の検査の品質に関して疑義が生じた場合、指定完成検査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく確認作業を行うことを確実にする旨規定していること。		
i) 指定後の指定権者への諸手続きについて		17) 事業所の所在地、名称、役員又は構成員の選任、統括完成検査員の選任及び解任、協力会社との提携、提携内容等、業務規程の認可に係る変更及び業務の休廃止の届出等の諸手続について明確に規定していること。		

別紙 3 指定審査評価表（指定輸入検査機関）

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況 ・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面 (e) 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 輸入検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (g) 輸入検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて完成検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 輸入検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 輸入検査を実施する製造施設等の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力 ・指定を受けようとする地域及び業務の範囲	1. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第23条の2に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。 2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。 （参考：指定の基準に関する事項④） （参考：指定の基準に関する事項①） （参考：指定の基準に関する事項②及び③） （参考：指定の基準に関する事項⑤）			
申請者の資格に関する事項	・欠格事項 ・輸入検査の公正性の確保	3. 高圧ガス保安法施行令第18条、第19条及び規則第23条の2の規定に基づき、指定を受けようとする地域及び業務の範囲が明確になっていること。 4. 規則第23条の2第5号に規定するとおり、法第58条の19の欠格条項に該当していないこと。 5. 申請者は、規則第23条の2第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 輸入検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、適用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、輸入検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象のガス、当該ガスを充てんした容器の輸入又は使用に直接関与しないこと。			
指定の基準に関する事項 ① 検査設備に関する事項	・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 (1) 内容物確認試験用の設備 (a) ガスクロマトグラフ (b) 圧力計 (c) 温度計 (d) 加圧試験装置 (e) 温水試験槽	6. 1) 輸入検査に必要な機械器具その他の設備を保有又は借入れにより確保していること。 2) 規則第23条の2第4号ロに規定する内容が記載されたものであること。 ① 機械器具その他の設備の数			

- (2) 容器の安全度試験
- (a) 寸法測定器具
 - (b) 引張試験機
 - (c) 衝撃試験機
 - (d) 金属顕微鏡
 - (e) 金属用硬さ試験機
 - (f) 超音波探傷試験設備、磁粉探傷試験設備又は浸透探傷試験設備
 - (g) 放射線透過試験設備
 - (h) 耐圧試験設備
 - (i) 破裂試験設備
 - (j) はかり
 - (k) 気密試験設備
 - (l) 内視鏡及び照明器具
 - (m) 圧力サイクル試験設備
 - (n) 高圧加圧試験設備
 - (o) ねじ顕微鏡、拡大投影鏡又は形状測定機
 - (p) 断熱性能試験設備又は保冷性能試験設備
 - (q) 火炎暴露試験設備
 - (r) 耐酸試験設備
 - (s) 塩水噴霧試験設備
 - (t) 振り子式衝撃試験設備
 - (u) 万能試験機
 - (v) 安全弁作動試験装置
 - (w) トルクメーター
 - (x) ゴム用硬さ試験機
 - (y) ばね試験機

機械器具その他の設備についての添付書類

② 輸入検査を実施する者の資格に関する事項

・輸入検査を実施する者の資格

- ② 機械器具その他の設備の性能
- ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別

3) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、輸入検査の実施に支障を及ぼさないものであること。

7. 機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。

- 1) 精度と正確さを保つために、次の事項が明確となった規程等が定められていること。
 - ① 管理が必要となる設備の選定
 - ② 国で定める基準・規格で精度等が規定されている設備の選定
 - ③ 設備の点検頻度、点検方法及び判定基準
 - ④ 調整・校正後の有効期間
 - ⑤ 調整・校正後における不適合の場合の措置の方法（再調整・校正、パーツ交換並びに廃棄等の手順を含む。）
 - ⑥ 精度等が確認された設備に対する有効期間等の表示の方法
 - ⑦ 精度確保後の保護手段
 - ⑧ 使用中に精度不良が発見された場合の措置
 - ⑨ 取扱い、安全対策、保存又は保管の方法
- 2) 機械器具その他の設備及び計測・測定後の精度維持に関する適切な管理者が定められていること。
- 3) 上記1)に従い管理される機械器具その他の設備を管理する台帳が整備されていること。
- 4) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合も借入れ先において1)～3)に掲げる管理がなされていることを管理者が定期的に確認を行うこと。確認の状況について、記録として残されていること。

8

- 1) 輸入検査を実施する者に係る要件は、規則第23条の4に規定する条件のいずれかに該当するものであること。
 - ① 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種科学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高圧ガスの検査の実務に関する2年以上の経験を有すること。
 - ② 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高圧ガスの検査の実務に関する4年以上の経験を有すること。

③ 輸入検査を実施する者の数等に関する事項

・輸入検査を実施する者の数

・輸入検査実施者の一覧表等（職歴（検査経歴を含む。）、取得資格等を記載したもの。）

④ 構成員の構成に関する事項

・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称

- ① 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人社員
- ② 商法（明治32年法律第48号）第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和15年法律第47号）第1条第1項の有限会社社員
- ③ 商法第53条の株式会社 株主
- ④ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項の農業協同組合 組合員
- ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会及び農業協同組合法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- ⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者

・役員等の略歴等に関する添付書類（法人全体の組織図及び構造図を含む。）

⑤ 輸入検査の業務の公正性確保に関する事項

・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（輸入検査以外の業務を実施している場合には、輸入検査以外の業務との関係を含む。）

- a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと
- b) 輸入検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- c) その他輸入検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

⑥ 経理的基礎に関する事項

・経理的基礎

こと。
③ 前2号に掲げる条件と同等以上のものと通商産業大臣が認めたもの。

2) 指定輸入検査機関が常時雇用している職員（出向者を含む。）であること。

9. 輸入検査を実施する者を2名以上確保し、かつ、1名が検査することができる輸入高圧ガスの件数は、1年間で150以下であること。

10. 規則第23条の2第4号ハに規定する内容が記載されたものであって、7及び8.の内容について十分確認できるものであること。

11. 規則第23条の2第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 役員及び構成員は、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものでないものであること。
- 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせる等により輸入検査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。

3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであって、その構成が完成検査業務を円滑に遂行する能力を維持できる組織及び機構であること。

12. 規則第23条の2第4号ニ及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 輸入検査以外の業務の種類及び概要が明記されていること。
- 2) 輸入検査業務以外の業務により、輸入検査業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。
- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱うおそれ（手数料、検査所要期間、事務手続上の差別等）がないこと。
- 4) 輸入検査を実施する者が、自ら輸入検査の対象となる高圧ガスについて、輸入検査以外の業務を行わないことが明確に定められていること。
- 5) 輸入検査業務の公正な執行の支障となる覚書又は協定がないこと。
- 6) 輸入検査担当部門の職務分掌及び権限が明確に定められ、輸入検査を輸入高圧ガスについて他の業務を行わず、他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。

13. 公正な輸入検査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり

- 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- 2) 輸入検査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。
- 3) 検査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自らの責任に応じて対応できる措置（財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など）が講じられていること。

帳簿に関する事項	・ 帳簿 ・ 帳簿の保存体制	14. 規則第67条第3項に規定する帳簿の様式が定められていること。 15. 帳簿は、検査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。			
----------	---	--	--	--	--

別紙 4 業務規程認可審査評価表 (指定輸入検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評価		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	(業務規程の記載事項) ・ 輸入検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 ・ 輸入検査の業務を行う場所に関する事項 ・ 輸入検査を行おうとする輸入高圧ガス（当該高圧ガスを充てんした容器を含む）に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 ・ 輸入検査に係る手数料の収納の方法に関する事項 ・ 輸入検査証の交付に関する事項 ・ 輸入検査を実施する者の選任及び解任に関する事項 ・ 輸入検査を実施する者の配置並びに教育に関する事項 ・ 輸入検査を行った高圧ガスに係る輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の保存に関する事項 ・ 輸入検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 ・ 輸入検査の実施体制に関する事項 ・ 輸入検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項 ・ 輸入検査の結果の報告の体制及び輸入検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項 ・ 前各号に掲げるもののほか、輸入検査の業務に関し必要な事項 a) 輸入検査を受け付けられない場合 b) 罰則規定 c) 検査技術等に関する調査、研究体制について d) 検査実施上留意すべき事項の周知・教育体制について	○ 規則第23条の11に規定する項目が全て業務規程中に定められていること 1) 輸入検査証の交付については、交付日付等都道府県の規定を踏襲するものとし明確になっていること。 2) 輸入検査を実施する者の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 3) 厳正かつ適正な輸入検査を実施するため、輸入検査を実施する者に対して、配置当初及び配置後定期に、能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。 4) 輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書は適切な期間（少なくとも当該輸入高圧ガスが消費されると見込まれる期間まで）を設定して保存することが明確になっていること。 5) 本人と確認できる身分証明書及び輸入検査を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 6) 輸入検査の実施に当たっては、規則第23条の3に規定する機械器具その他の設備を用いて規則第23条の4に規定する輸入検査を実施する者が実施しており、具体的な要領等がマニュアル等により明確になっていること。 7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 8) 輸入検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 (参考：別紙1中申請書及び添付書類に関する事項) 9) 法第22条第2項の規定に基づく都道府県知事への輸入検査結果の報告方法が業務規程中に明確になっていること。 10) 法第58条の30の2において準用する法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 11) 社内規程等により罰則規定等が明確になっていること。 12) 情報の収集方法及び整理、分類の手法が確立しており、その手法に基づき整理、分類できるよう体制が整備されていること。 13) 輸入検査の対象となる高圧ガスについての検査実施上留意すべき事項			

		について、輸入検査実施者に定期的に教育等を実施する体制が整備されていること。 実施状況等が記録として残されていること。		
	e) 輸入検査を実施した高圧ガス（当該高圧ガスを充てんした容器を含む。）に係る事故（高圧ガス事故に限る。）が発生した場合の対応について f) 都道府県との協力体制	14) 事故が発生した高圧ガスの輸入者及び陸揚地を管轄する都道府県等と協力して事故原因の究明等を行う体制を、輸入検査の実施に影響を及ぼさない上で整備する旨規定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定権者に速やかに報告する旨規定していること。		
	g) 輸入検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続について	15) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続を規定していること。全ての苦情の記録と検査機関がとったその処置の記録を保存している旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、指定輸入検査機関の方針、手続き又は指定の基準に対する検査機関の適合性、又は検査機関の検査の品質について疑義が生じた場合、指定輸入検査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく監査を行うことを確実にする旨規定していること。		
	h) 指定後の指定権者への諸手続について	16) 事業所の所在地、名称、役員又は構成員の選任、輸入検査を行う者の選任及び解任、協力会社との提携、提携内容等、業務規程の認可に係る変更及び業務の休廃止の届出等の諸手続について明確に規定していること。		

別紙 5 指定審査評価表 (指定容器検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	・申請書及び添付書類の整備状況 ・添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（容器検査等又は型式承認試験の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面 (e) 容器検査等又は型式承認試験に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (g) 容器検査等又は型式承認試験以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて容器検査等又は型式承認試験を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 容器検査等又は型式承認試験に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 容器検査等又は型式承認試験に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 容器検査等又は型式承認試験を実施する容器又は附属品の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力を記載した書面 ・指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲	1. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第36条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。 2. 登記簿の謄本は申請日から1年以内のものであること。 (参考：指定の基準に関する事項③) (参考：指定の基準に関する事項①) (参考：指定の基準に関する事項②) (参考：指定の基準に関する事項④)			
申請者の資格に関する事項	・欠格事項 ・容器検査の公正性の確保	3. 規則第35条の規定に基づき、指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲が明確になっていること。 4. 規則第36条第5号に規定するとおり、法第58条の31第2項において準用する法第58条の19に規定する欠格条項に該当していないこと 5. 申請者は、規則第36条第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 容器検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、容器検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の容器の設計、製造に直接関与しないこと。			
指定の基準に関する事項 ① 検査設備に関する事項	・必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 (a) 寸法測定器具 (b) 引張試験機 (c) 衝撃試験機 (d) 金属顕微鏡 (e) 金属用硬さ試験機	6. 1) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要となる設備を保有又は借入により確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明記され			

- (f) 超音波探傷試験設備、磁粉探傷試験設備又は浸透探傷試験設備
- (g) 放射線透過試験設備
- (h) 耐圧試験設備
- (i) 破裂試験設備
- (j) はかり
- (k) 気密試験設備
- (l) 内視鏡及び照明器具
- (m) 圧力サイクル試験設備
- (n) 高圧加圧試験設備
- (o) ねじ顕微鏡、拡大投影鏡又は形状測定機
- (p) 断熱性能試験設備又は保冷性能試験設備
- (q) 火炎暴露試験設備
- (r) 耐酸試験設備
- (s) 塩水噴霧試験設備
- (t) 振り子式衝撃試験設備
- (u) 万能試験機
- (v) 安全弁作動試験装置
- (w) トルクメーター
- (x) ゴム用硬さ試験機
- (y) ばね試験機

・機械器具その他の設備についての添付書類

・機械器具その他の設備の管理

・計測のトレーサビリティと校正

ていること。

7.

- 1) 規則第36条第4号ロに規定する内容が記載されたものであること。
 - ① 機械器具その他の設備の数
 - ② 機械器具その他の設備の性能
 - ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別

- 2) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、容器検査等又は型式承認試験の実施に支障を及ぼさないものであること。

8. 機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。

- ① 全ての設備は適切に管理されていなければならない。維持管理の手順は文書化されていなければならない。過負荷や誤った取扱いを受けた設備、又は疑わしい結果を与えたり、検証その他により不良と見なされた設備は使用を停止して明確に区別しておき、それが修理され、校正、検証又は試験によって満足に稼働することが判明するまで、できるだけ特定の場所に保管しなければならない。
検査機関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。
- ② 各設備は、それらの校正状態を示すために適宜ラベルを貼付するかマークを付けるか、又はその他の方法で識別しなければならない。
- ③ 実施する検査にとって重要な各設備について、記録を維持しなければならない。記録には次の事項を含まなければならない。
 - (a) 個々の設備の名称
 - (b) 製造業者名、型式名及び製造番号又は他の特定の識別
 - (c) 受入年月日及び設置年月日
 - (d) 現在の設置場所（適当な場合）
 - (e) 受入時の状態（例えば、新品、中古、再調整品）
 - (f) 製造業者の取扱説明書（可能な場合）
 - (g) 校正及び／又は検証の日付とその結果並びに次の校正／又は検証の日付
 - (h) 今までの維持管理の詳細及び今後の維持計画の詳細
 - (i) 損傷、機能不良、調整又は修理の履歴

9. 計測のトレーサビリティと校正は次に適合すること。

- ① 検査の正確さ又は有効性に影響を及ぼす全ての計測設備及び試験設備は、業務に供する前に校正及び／又は検証を受けなければならない。検査機関は保有する計測設備及び試験設備の校正及び検証のための計画を確立していなければならない。
- ② 設備の校正及び／又は検証並びに

② 容器検査等
又は型式承認
試験を実施す
る者（以下「
容器等検査員
」という。）
の資格に関す
る事項

・容器等検査員の要件

設備の有効性確認に関する全体計画は、検査機関が行う試験が、適用できる場合は常に国家標準へのトレーサビリティを確保するように設計され、運用されなければならない。校正証明書は、適用できる場合は常に計測の国家標準へのトレーサビリティを明示し、計測結果を記述していなければならない。

- ③ 計測の国家標準へのトレーサビリティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な検査機関比較試験又は能力試験計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。
- ④ 検査機関が保有する計測の参照標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはならない。
- ⑤ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。
- ⑥ 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。

10.

(1) 容器検査員は、規則第38条各号に規定する条件のいずれかに該当する者であること。

① 容器検査又は型式承認試験を実施する容器等検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

- イ 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業又は容器の検査の実務に関する2年以上の経験を有すること。
- ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器の製造の作業又は容器の検査の実務に関する4年以上の経験を有すること。
- ハ イ又はロに掲げる条件と同等以上のものと通商産業大臣が認めたもの。

② 附属品検査又は型式承認試験を実施する容器等検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

- イ 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、附属品の製造の作業又は附属品の検査の実務に関する2年以上の経験を有すること。
- ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、附属品の製造の作業又は附属品の検査の実務に関する4年以上の経験を有すること。
- ハ イ又はロに掲げる条件と同等以上のものと通商産業大臣が認めたもの。

③ 容器再検査又は附属品再検査を実施する容器等検査員に関する条件は、次のイからニまでのいずれかに

③ 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の数等に関する事項

- ・容器等検査員の数
- ・容器等検査員の管理

④ 構成員の構成に関する事項

- ・役員の氏名及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称
 - ① 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人社員
 - ② 商法（明治32年法律第48号）第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和15年法律第47号）第1条第1項の有限会社社員
 - ③ 商法第53条の株式会社株主
 - ④ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項の農業協同組合組合員
 - ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会及び農業協同組合法第4条第1項の農業組合連合会直接又は間接にこれらを構成する者
 - ⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者
- ・役員等の略歴等に関する添付書類（法人全体の組織図及び構造図を含む。）

⑤ 容器検査等又は型式承認試験の業務の公正性確保に関する事項

- ・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（容器検査等又は型式承認試験以外の業務を実施している場合には、容器検査等又は型式承認試験以外の業務との関係を含む。）
 - a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと
 - b) 容器検査等又は型式承認試験を受ける者との取引関係その他の利害関係

- 該当するものであること。
- イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に関する六月以上の経験を有すること。
 - ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に関する1年以上の経験を有すること。
 - ハ 製造保安責任者免状の交付を受けていること。
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる条件と同等以上のものと通商産業大臣が認めたもの

指定容器検査機関が常時雇用している職員であること。

11. 容器等検査員は、規則第39条に規定する数（20名）以上確保されていること。

12. 容器等検査員の管理は次に適合すること。

- ① 検査機関は、容器等検査員への訓練内容が最新の状態に保たれていることを確保しなければならない。
- ② 容器等検査員に関する資格、訓練、技能及び経験に関する記録が、検査機関に維持されていなければならない。

13. 規則第36条第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合しているものであること。

- 1) 役員及び構成員は、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはならないものであること。
- 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせる等により容器検査等又は型式承認の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。

3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであって、その構成が容器検査等又は型式承認試験業務を円滑に遂行する能力を維持できる組織及び機構であること。

14. 規則第36条第4号ニ及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 容器検査等又は型式承認試験以外の業務の種類及び概要が明記されていること。
- 2) 容器検査等又は型式承認試験以外の業務により、容器検査又は型式承認試験の業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。
- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱うおそれ（手数料、検査所要期間、事務手続上の差別等）がないこと。
- 4) 容器検査を実施する者が、自ら容器検査等又は型式承認試験の対象と

係の影響を受けないこと

- c) その他容器検査等又は型式承認試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを示す以下の事項

◎公正な検査を行うための組織及び管理体制

◎公正な検査を行うための品質システム、監査及び見直し

なる容器等について設計、製造等容器検査等又は型式承認試験以外の業務を行わないことが明確に定められていること。

- 5) 容器検査等又は型式承認試験の公正な執行の支障となる覚書又は協定がないこと。
6) 容器検査等又は型式承認試験担当部門の職務分掌及び権限が業務規程中に明確に定められ、容器検査等又は型式承認試験を行う容器等について他の業務を行わず、他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。

15. 検査機関の組織及び管理体制は、次に適合すること。

- ① 職務の遂行に必要な職権と資質を持つ管理職員を配置していること。
② 職員の仕事の質に悪影響を与える何らかの商業的、財務的及びその他の圧力が、職員に及ばないことを確実にする取決めを設けること。
③ 判断の独立性と完全さへの信頼が常に維持されるように組織化すること。
④ 検査の品質に影響を及ぼす業務の管理、実行、検証を行う全職員についての責任、権限及び相互関係を定め、文書化すること。
⑤ 検査の方法及び手続き、検査の目標並びに結果の評価に精通した者による監督を行うこと。監督者以外の職員に対する監督者の比率は、十分な監督が確保できるようなものでなければならない。
⑥ 技術的運営に全般的な責任を持つ技術管理者（いかなる職名でもよい）を置くこと。
⑦ 品質システムとその実行に責任を持つ品質管理者（いかなる職名でもよい）を置くこと。品質管理者は、検査機関の方針又は方策に関して決定を行う最高幹部及び技術管理者に直接接合できなければならない。検査機関によっては、品質管理者が同時に技術管理者又は副技術管理者であってもよい。
⑧ 技術管理者又は品質管理者が不在の場合に備え、複数の代理者を指名すること。
⑨ 該当する場合、検査の受検者の機密情報及び所有権の保護を確実にするため、文書化した方針と手順を設けること。
⑩ 適切であれば、検査機関間相互比較試験及び能力試験の計画に参加すること。

16. 検査機関の品質システム、監査及び見直しは次に適合すること。

- ① 検査機関は、検査をする容器等の区分、範囲及び数量に適合した品質システムを確立し、維持しなければならない。そのシステムの構成要素は文書化されていなければならない。品質文書は検査機関の職員が利用できるものでなければならない。検査機関は検査の業務の品質に対する方針と目標及び責務を明らかにし、文書化しなければならない。
検査機関の管理は、上記の方針及び目標が品質マニュアルとして文書化され、これが検査機関の関係全職員に周知され、理解され、実行されることを確保しなければならない。品質マニュアルは、品質管理者の責任のもとに常に最新の状態に維持されていなければならない。
② 品質システム及び関連品質文書には、検査機関の方針及び運営手順が記載されていなければならない。品質システム及び関連の品質文書は、次の事項を含んでいなければならない。
(a) 目標及び責務を含む品質方針についての最高幹部の声明
(b) 検査機関の組織及び管理機構、母体となる組織の中での位置付け及び関連の組織図

⑥ 経理的基礎
に関する事項

・経理的基礎

帳簿に関する事
項

・帳簿

- (c) 管理、技術的運営、支援サービス及び品質システムの間の関係
- (d) 文書の管理及び維持の手続き
- (e) 幹部職員の所掌業務及びその他の職員の所掌業務との関連
- (f) 計測のトレーサビリティを達成するために検査機関がとる手続き
- (g) 検査機関が検査を行う容器又は附属品の区分
- (h) 検査手順の由来の明示
- (i) 検査物件の取扱い手順
- (j) 検査に用いる機器及び参照標準の由来の明示
- (k) 機器の校正、検証及び保全の手順の明示
- (l) 検査結果の相違が検出されたり又は文書化された方針と手順からの逸脱が生じた場合に取るべきフィードバック及び是正処置の手順
- (m) 文書化された方針及び手順又は標準仕様からの逸脱事項を例外的に許容する場合の検査機関管理の取決め
- (n) 苦情処理の手続き
- (o) 機密及び所有権の保護手続き
- (p) 監査及び見直しの手続き
- ③ 検査機関は、品質システムの要求事項への適合が継続するよう運営されていることを検証するため、適当な間隔でその活動の監査を行う取決めを設けなければならない。この監査は、可能な限り監査される活動とは無関係な立場にあり、訓練され、資格を与えられた職員によって行われなければならない。
監査の結果、検査機関の検査結果の正確さ又は有効性に疑問が指摘されれば、検査機関は速やかに是正措置をとり、影響を及ぼしているかもしれない検査依頼者に書面で通知しなければならない。
- ④ 採用された品質システムは、その適合性及び有効性の継続を確実にするため、並びに必要な変更又は改善事項を取り入れるため、運営幹部が少なくとも年一回見直さなければならない。
- ⑤ 全ての監査及び見直しにおける所見及びそれらに基づいて行われる是正措置は文書化しなければならない。品質に責任を有する者は、これらの措置が合意された期間内に実行されることを確保しなければならない。
- ⑥ 定期監査に加えて検査機関は点検を実施し、これによって検査依頼者への提出結果の品質を確保しなければならない。これらの点検には見直しを行わなければならない。また、点検は次の事項を適宜含んでいなければならない。ただし、これらの事項に限るものではない。
 - (a) 可能な限り、統計的技術を用いた内部品質管理スキーム
 - (b) 能力試験又はその他の検査機関比較試験への参加
 - (c) 同一の、又は別の方法による繰返し試験
 - (d) 保存試料における再試験
 - (e) 試料の他の特性に関する結果との相関

17. 公正な容器検査等又は型式承認試験業務を適確かつ円滑に実施するに当たり

- 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- 2) 容器検査等又は型式承認試験業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること
- 3) 容器検査等又は型式承認試験の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自らの責任に応じて対応できる措置（財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など）が講じられていること。

18.

- 1) 規則第67条第4項に規定する帳

	・帳簿の保存体制	簿の様式が定められていること。 2) 帳簿は、検査を実施した日から6 年間保存し、その内容について遡及 できる体制が整備されていること。			
--	----------	---	--	--	--

別紙 6 業務規程認可審査評価表 (指定容器検査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
V 業務規程	(業務規程の記載事項) (1) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う時間及び休日に関する事項 (2) 容器検査等又は型式承認試験の業務を行う場所に関する事項 (3) 容器検査等又は型式承認試験を行おうとする容器等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 (4) 容器検査等又は型式承認試験に係る手数料の収納の方法に関する事項 (5) 容器等の刻印に関する事項 (6) 容器等の型式承認試験合格証の交付に関する事項 (7) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者（以下「容器等検査員」という。）の選任及び解任に関する事項 (8) 容器検査等又は型式承認試験を実施する者の配置並びに教育に関する事項 (9) 容器検査等又は型式承認試験を行った容器又は附属品に係る容器検査等又は型式承認試験の申請書の保存に関する事項 (10) 容器検査等又は型式承認試験を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 (11) 容器検査等又は型式承認試験に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項 (12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式に関する事項 (13) 前各号に掲げるもののほか、容器検査等又は型式承認試験の業務に関し必要な事項 (a) 容器検査等又は型式承認試験を受け付けられない場合 (b) 罰則規定 (c) 容器検査等又は型式承認試験を実施した容器又は附属品で事故が発生した場合の対応について (d) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続きについて	○ 規則第44条に規定する項目が全て業務規程中に定められていること (3) 検査の方法は容器保安規則に規定する事項を満足していること。 (7) 容器等検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 (8) 厳正かつ適正な容器検査等又は型式承認試験を実施するため、容器等検査員に対して配置当初及び配置後定期的に、容器等検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。 (9) 容器検査等又は型式承認試験の申請書は、その別添書類とともに、適切な期間を設定して保存することが明確になっていること。 (10) 本人と確認できる身分証明書及び容器検査等又は型式承認試験を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 (11) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 容器検査等又は型式承認試験の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 (参考：別紙3中申請書及び添付書類に関する事項) (12) 容器検査等又は型式承認試験の記録を記載する報告書の様式が業務規程中に明確になっていること。 (13) (a) 法第58条の31において準用する法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 (b) 社内規程等により罰則規定等が明確になっていること。 (c) 事故が発生した容器又は附属品の所在する都道府県と協力して事故原因の究明等を行う体制を容器検査等又は型式承認試験の実施に影響を及ぼさない上で整備する旨規定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定権者に速やかに報告する旨規定していること。 (d) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続きを規定していること。全ての苦情の記録と検査機関が取ったその処置の記録を保存する旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、検査機関の方針若しくは手続き又は指定の基準に対する検査機関の適合性、又は検査機関の検査の品質に関して			

		疑義が生じた場合、検査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく監査を行うことを確実にする旨規定していること。			
--	--	---	--	--	--

- (h) 耐圧試験設備
- (i) 気密試験設備
- (j) 真空漏えい試験設備

・機械器具その他の設備についての添付書類

・機械器具その他の設備の管理

・計測のトレーサビリティと校正

7.

1) 規則第47条第4号ロに規定する内容が記載されたものであること。

- ① 機械器具その他の設備の数
- ② 機械器具その他の設備の性能
- ③ 機械器具その他の設備の所在場所及びその所有又は借入の別

2) 機械器具その他の設備を外部から借入れる場合は、借入れ先との契約関係が明確であり、特定設備検査の実施に支障を及ぼさないものであること。

8. 機械器具その他の設備の管理は次に適合すること。

① 全ての設備は適切に管理されていなければならない。維持管理の手順は文書化されていなければならない。過負荷や誤った取扱いを受けた設備、又は疑わしい結果を与えたり、検証その他により不良と見なされた設備は使用を停止して明確に区別しておき、それが修理され、校正、検証又は試験によって満足に稼働することが判明するまで、できるだけ特定の場所に保管しなければならない。

検査機関は、以前に行われた検査に対する影響を調べなければならない。

② 各設備は、それらの校正状態を示すために適宜ラベルを貼付するか、マークを付けるか、又はその他の方法で識別しなければならない。

③ 実施する検査にとって重要な各設備について、記録を維持しなければならない。記録には次の事項を含まなければならない。

- (a) 個々の設備の名称
- (b) 製造業者名、型式名及び製造番号又は他の特定の識別
- (c) 受入年月日及び設置年月日
- (d) 現在の設置場所（適当な場合）
- (e) 受入時の状態（例えば、新品、中古、再調整品）
- (f) 製造業者の取扱説明書（可能な場合）
- (g) 校正及び／又は検証の日付とその結果並びに次の校正／又は検証の日付
- (h) 今までの維持管理の詳細及び今後の維持計画の詳細
- (i) 損傷、機能不良、調整又は修理の履歴

9. 計測のトレーサビリティと校正は次に適合すること。

① 検査の正確さ又は有効性に影響を及ぼす全ての計測設備及び試験設備は、業務に供する前に校正及び／又は検証を受けなければならない。検査機関は保有する計測設備及び試験設備の校正及び検証のための計画を確立していなければならない。

② 設備の校正及び／又は検証並びに設備の有効性確認に関する全体計画は、検査機関が行う試験が、適用できる場合は常に国家標準へのトレーサビリティを確保するように設計され、運用されなければならない。校正証明書は、適用できる場合は常に計測の国家標準へのトレーサビリティを明示し、計測結果を記述していなければならない。

③ 計測の国家標準へのトレーサビリティが適用できない場合には、検査機関は、例えば適当な検査機関比較試験又は能力試験計画に参加し、計測結果の相互関係についての十分な証拠を備えておかなければならない。

④ 検査機関が保有する計測の参照標準は校正のみに使用し、参照標準としての機能が無効にされていないことを実証できる場合以外は、その参照標準を他の目的に使用してはなら

② 特定設備検査を実施する者の資格に関する事項

・特定設備検査員の要件

③ 特定設備検査を実施する者の数等に関する事項

・特定設備検査員の数

・特定設備検査員の管理

④ 構成員の構成に関する事項

・役員及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称

- ① 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人社員
- ② 商法（明治32年法律第48号）第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和15年法律第47号）第1条第1項の有限会社社員
- ③ 商法第53条の株式会社 株主
- ④ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項の農業協同組合 組合員
- ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会及び農業協同組合法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- ⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者

・役員等の略歴等に関する添付書類（法人全体の組織図及び構造図を含む。）

⑤ 特定設備検査の業務の公正性確保に関する事項

・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（特定設備検査以外の業務を実施している場合には、特定設備検査以外の業務との関係を含む。）

a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと

ない。

- ⑤ 計測の参照標準は、国家標準へのトレーサビリティを提供できる機関で校正されなければならない。参照標準の校正及び検証の計画がなければならない。
- ⑥ 該当する場合、参照標準並びに計測及び試験の設備は、校正と検証の期間内に使用現場での点検を受けなければならない。

10.

- (1) 特定設備検査員は、規則第49条各号に規定する条件のいずれかに該当する者であること。
 - ① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。
 - ② 学校教育法による高等専門学校又は従前の規定による中等学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に二年以上従事した経験を有すること。
 - ③ ①又は②に掲げる条件と同等以上のものと通商産業大臣が認めたもの

指定特定設備検査機関が常時雇用している職員であること。

11. 特定設備検査員は、規則第50条に規定する数（20名）以上確保されていること。

12. 特定設備検査員の管理は次に適合すること。

- ① 検査機関は、特定設備検査員への訓練内容が最新の状態に保たれていることを確保しなければならない。
- ② 特定設備検査員に関する資格、訓練、技能及び経験に関する記録が、検査機関に維持されていなければならない。

13. 規則第47条第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合しているものであること。

- 1) 役員及び構成員は、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるてはならないものであること。
- 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせる等により特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。

- 3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであって、その構成が特定設備検査業務を円滑に遂行する能力を維持できる組織及び機構であること。

14. 規則第47条第4号ニ及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 特定設備検査以外の業務の種類及び概要が明記されていること。
- 2) 特定設備検査以外の業務により、特定設備検査の業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。
- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱うおそれ（手数料、検査所要期間、事

b) 特定設備検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと

c) その他特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを示す以下の事項

◎公正な検査を行うための組織及び管理体制

◎公正な検査を行うための品質システム、監査及び見直し

- 務手続上の差別等)がないこと。
- 4) 特定設備検査を実施する者が、自ら特定設備検査の対象となる特定設備について設計、製造等特定設備検査以外の業務を行わないことが明確に定められていること。
 - 5) 特定設備検査の公正な執行の支障となる覚書又は協定がないこと。
 - 6) 特定設備検査担当部門の職務分掌及び権限が業務規程中に明確に定められ、特定設備検査を行う特定設備について他の業務を行わず、他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。

15. 検査機関の組織及び管理体制は、次に適合すること。

- ① 職務の遂行に必要な職権と資質を持つ管理職員を配置していること。
- ② 職員の仕事の質に悪影響を与える何らかの商業的、財務的及びその他の圧力が、職員に及ばないことを確実にする取決めを設けること。
- ③ 判断の独立性と完全さへの信頼が常に維持されるように組織化すること。
- ④ 検査の品質に影響を及ぼす業務の管理、実行、検証を行う全職員についての責任、権限及び相互関係を定め、文書化すること。
- ⑤ 検査の方法及び手続き、検査の目標並びに結果の評価に精通した者による監督を行うこと。監督者以外の職員に対する監督者の比率は、十分な監督が確保できるようなものでなければならない。
- ⑥ 技術的運営に全般的な責任を持つ技術管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。
- ⑦ 品質システムとその実行に責任を持つ品質管理者(いかなる職名でもよい)を置くこと。品質管理者は、検査機関の方針又は方策に関して決定を行う最高幹部及び技術管理者に直接接合できなければならない。検査機関によっては、品質管理者が同時に技術管理者又は副技術管理者であってもよい。
- ⑧ 技術管理者又は品質管理者が不在の場合に備え、複数の代理者を指名すること。
- ⑨ 該当する場合、検査の受検者の機密情報及び所有権の保護を確実にするため、文書化した方針と手順を設けること。
- ⑩ 適切であれば、検査機関間相互比較試験及び能力試験の計画に参加すること。

16. 検査機関の品質システム、監査及び見直しは次に適合すること。

- ① 検査機関は、検査をする特定設備の区分、範囲及び数量に適応した品質システムを確立し、維持しなければならない。そのシステムの構成要素は文書化されていなければならない。品質文書は検査機関の職員が利用できるものでなければならない。検査機関は検査の業務の品質に対する方針と目標及び責務を明らかにし、文書化しなければならない。検査機関の管理は、上記の方針及び目標が品質マニュアルとして文書化され、これが検査機関の関係全職員に周知され、理解され、実行されることを確保しなければならない。品質マニュアルは、品質管理者の責任のもとに常に最新の状態に維持されていなければならない。
- ② 品質システム及び関連品質文書には、検査機関の方針及び運営手順が記載されていなければならない。品質システム及び関連の品質文書は、次の事項を含んでいなければならない。
 - (a) 目標及び責務を含む品質方針についての最高幹部の声明
 - (b) 検査機関の組織及び管理機構、母体となる組織の中での位置付け及び関連の組織図

⑥ 経理的基礎
に関する事項

・経理的基礎

帳簿に関する事
項

・帳簿

・帳簿の保存体制

- (c) 管理、技術的運営、支援サービス及び品質システムの間の関係
- (d) 文書の管理及び維持の手続き
- (e) 幹部職員の所掌業務及びその他の職員の所掌業務との関連
- (f) 計測のトレーサビリティを達成するために検査機関がとる手続き
- (g) 検査機関が検査を行う特定設備の区分
- (h) 検査手順の由来の明示
- (i) 検査物件の取扱い手順
- (j) 検査に用いる機器及び参照標準の由来の明示
- (k) 機器の構成、検証及び保全の手順の明示
- (l) 検査結果の相違が検出されたり又は文書化された方針と手順からの逸脱が生じた場合に取りべきフィードバック及び是正処置の手順
- (m) 文書化された方針及び手順又は標準仕様からの逸脱事項を例外的に許容する場合の検査機関管理の取決め
- (n) 苦情処理の手続き
- (o) 機密及び所有権の保護手続き
- (p) 監査及び見直しの手続き
- ③ 検査機関は、品質システムの要求事項への適合が継続するよう運営されていることを検証するため、適当な間隔でその活動の監査を行う取決めを設けなければならない。この監査は、可能な限り監査される活動とは無関係な立場にあり、訓練され、資格を与えられた職員によって行われなければならない。
監査の結果、検査機関の検査結果の正確さ又は有効性に疑問が指摘されれば、検査機関は速やかに是正措置をとり、影響を及ぼしているかもしれない検査依頼者に書面で通知しなければならない。
- ④ 採用された品質システムは、その適合性及び有効性の継続を確実にするため、並びに必要な変更又は改善事項を取り入れるため、運営幹部が少なくとも年一回見直さなければならない。
- ⑤ 全ての監査及び見直しにおける所見及びそれらに基づいて行われる是正措置は文書化しなければならない。品質に責任を有する者は、これらの措置が合意された期間内に実行されることを確保しなければならない。
- ⑥ 定期監査に加えて検査機関は点検を実施し、これによって検査依頼者への提出結果の品質を確保しなければならない。これらの点検には見直しを行わなければならない。また、点検は次の事項を適宜含んでいなければならない。ただし、これらの事項に限るものではない。
 - (a) 可能な限り、統計的技術を用いた内部品質管理スキーム
 - (b) 能力試験又はその他の検査機関比較試験への参加
 - (c) 同一の、又は別の方法による繰り返し試験
 - (d) 保存試料における再試験
 - (e) 試料の他の特性に関する結果との相関

17. 公正な特定設備検査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり

- 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- 2) 特定設備検査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。
- 3) 検査の環境に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自らの責任に応じて対応できる措置（財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など）が講じられていること。

18.

- 1) 規則第67条第5項に規定する帳簿の様式が定められていること。
- 2) 帳簿は、検査を実施した日から6

		年間保存し、その内容について遡及 できる体制が整備されていること。		
--	--	--------------------------------------	--	--

別紙 8 業務規程認可審査評価表（指定特定設備検査機関）

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
V 業務規程	（業務規程の記載事項） (1) 特定設備検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 (2) 特定設備検査の業務を行う場所に関する事項 (3) 特定設備検査を行おうとする特定設備に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 (4) 特定設備検査に係る手数料の収納の方法に関する事項 (5) 特定設備検査合格証の交付に関する事項 (6) 特定設備基準適合証の交付に関する事項 (7) 特定設備検査を実施する者の選任及び解任に関する事項 (8) 特定設備検査を実施する者の配置並びに教育に関する事項 (9) 特定設備検査を行った特定設備に係る特定設備検査の申請書の保存に関する事項 (10) 特定設備検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 (11) 特定設備検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項 (12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項 (13) 前各号に掲げるもののほか、特定設備検査の業務に関し必要な事項 (a) 特定設備検査を受け付けられない場合 (b) 罰則規定 (c) 特定設備検査を実施した特定設備に事故が発生した場合の対応について (d) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続きについて	○ 規則第55条に規定する項目が全て業務規程中に定められていること (3) 検査の方法は特定設備検査規則第6条の3に規定する事項を満足していること。 (7) 特定設備検査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 (8) 厳正かつ適正な特定設備検査を実施するため、特定設備検査員に対して配置当初及び配置後定期的に、特定設備検査員の能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。 (9) 特定設備検査の申請書は、その別添書類とともに、適切な期間を設定して保存することが明確になっていること。 (10) 本人と確認できる身分証明書及び特定設備検査を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 (11) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 特定設備検査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 (参考：別紙5中申請書及び添付書類に関する事項) (12) 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式が業務規程中に明確になっていること。 (13) (a) 法第58条の32において準用する法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 (b) 社内規程等により罰則規定等が明確になっていること。 (c) 事故が発生した特定設備を有する都道府県と協力して事故原因の究明等を行う体制を特定設備検査の実施に影響を及ぼさない上で整備する旨規定していること。 事故の発生、事故原因の究明等の状況につき指定権者に速やかに報告する旨規定していること。 (d) 検査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続きを規定していること。全ての苦情の記録と検査機関が取ったその処置の記録を保存する旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、検査機関の方針若しくは手続き又は指定の基準に対する検査機関の適合性、又は検査機関の検査の品質に関して疑義が生じた場合、検査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく監査を行うことを確実にする旨規定していること。			



別紙 9 指定審査評価表（検査組織等調査機関）

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評価		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	- 申請書及び添付書類の整備状況 - 添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面 (e) 検査組織等調査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (f) 検査組織等調査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (g) 協力会社を用いて検査組織等調査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 検査組織等調査の実績及び調査能力 ④ 検査組織等調査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (h) 検査組織等調査の実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの調査実施能力 - 指定を受けようとする区分及び業務の範囲	1. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第66条の3に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。 2. 登記簿の謄本は申請日以前1年以内のものであること。 （参考：指定の基準に関する事項③） （参考：指定の基準に関する事項①及び②） （参考：指定の基準に関する事項④）			
申請者の資格に関する事項	- 欠格事項 - 検査組織等調査の公正性の確保	3. 規則第66条の2の規定に基づき、指定を受けようとする区分が明確になっていること。 4. 規則第66条の3第5号に規定するとおり、法第58条の19の欠格条項に該当していないこと。 5. 申請者は、規則第66条の3第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 検査組織等調査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。			
指定の基準に関する事項 ① 検査組織等調査検査を実施する者の資格に関する事項	統括検査組織等調査員の資格	6. 統括検査組織等調査員は、行おうとする検査組織等調査の区分に応じて規則第66条の4第1項各号に規定する資格を有する者であることを確認するとともに、以下の条件を満たす者であること。 1) 検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映し得る役職にあること 2) 検査組織等調査機関が常時雇用している職員（出向者を含む。）であること 3) 通商産業大臣が定める研修を修了			

② 検査組織等
調査員の数等
に関する事項

・検査組織等調査を実施する者の数

・統括検査組織等調査員の一覧表等（統括検査組織等調査員の職歴（検査、調査経歴を含む。）、取得資格等を記載したもの。）

③ 構成員の構
成に関する事
項

・役員及び略歴並びに次に掲げる法人の種類に応じた構成員の氏名又は名称

- ① 民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人社員
- ② 商法（明治32年法律第48号）第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和15年法律第47号）第1条第1項の有限会社社員
- ③ 商法第53条の株式会社 株主
- ④ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項の農業協同組合 組合員
- ⑤ 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会及び農業協同組合法第4条第1項の農業組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- ⑥ その他の法人 当該法人に応じて①から⑤までに掲げる者に類する者

・役員等の略歴等に関する添付書類（法人全体の組織図及び構造図を含む。）

④ 検査組織等
調査の業務の
公正性確保に
関する事項

・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（検査組織等調査以外の業務を実施している場合には、検査組織等調査以外の業務との関係を含む。）

- a) 特定の者を不当に差別的に取扱うものでないこと
- b) 検査組織等調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- c) その他検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

していること。

7. 統括検査組織等調査員1名が調査することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場は50以下であり、かつ、指定を受けようとする区分ごとに、兼務することなしに最低2名の統括検査組織等調査員を確保できるように要員を確保していること。

8. 規則第66条の3第4号ロに規定する内容が記載されたものであって、5及び6.の内容について十分確認できるものであること。

9. 規則第66条の3第4号イに規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 役員及び構成員は、検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはならないものであること。
- 2) 役員及び構成員の構成割合を記載した書面は、事業計画書、業務規程等に照らし合わせる等により検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれがないことを確認できるものであること。

3) 法人全体の組織図及び人員配置が記載されたものであって、その構成が検査組織等調査業務を円滑に遂行する能力を維持できる組織及び機構であること。

10. 規則第66条の3第4号ハ及び第18条の2各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。

- 1) 検査組織等調査以外の業務の種類及び概要が明記されていること。
- 2) 検査組織等調査業務以外の業務により、検査組織等調査業務の物理的能力に支障を及ぼさないこと、及び申請者の経理的基礎が不安定になるおそれがないこと。
- 3) 特定の者を不当に差別的に取扱う規定（手数料、調査所要期間、事務手続上の差別等）がないこと。
- 4) 検査組織等調査を実施する者が、調査の対象となる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場（以下「事業所等」という。）について、調査以外の業務を行わないことが明確に定められていること。
- 5) 検査組織等調査業務の公正な執行の支障となる覚書又は協定がないこと。
- 6) 検査組織等調査担当部門の職務分掌及び権限が業務規程中に明確に定められ、他部門から不当な拘束を受けないようになっていること。
- 7) 例えば次に掲げる事項等に関して厳格に判断し、検査業務の公正な執行の支障とならないものと認められること。
 - (a) 人事交流のある企業等に対して検査組織等調査を行わない旨の規定があること。
 - (b) 取引関係の大部分を占める企業等に対して検査組織等調査を行わない旨の規定があること。
 - (c) 当該検査組織等調査機関への出資比率機関への出資割合が50%を超える等、実質的に経営権を有する企業等に対する検査組織等調査を行わない旨の規定があること。
- 8) 検査組織等調査機関の組織として以下に掲げる条件を満たしていること。

⑤ 経理的基礎に関する事項	・経理的基礎	と。 (a) 検査組織等調査の判定は、実際に審査を担当した統括検査組織等調査員とは別の統括検査組織等調査員が行うことが明確に定められていること。 (b) 検査組織等調査に直接関わる組織の設置及び運営のための規程を有し、また組織運営のための機構を有すること。 また、この内部組織は、調査の判定を左右しかねないような営業上、財政上その他の圧力に影響を受けるおそれがないこと。			
帳簿に関する事項	・帳簿 ・帳簿の保存体制	11. 公正な検査組織等調査業務を適確かつ円滑に実施するに当たり 1) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。 2) 検査組織等調査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること。 3) 調査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも、当該トラブルに対し自分の責任に応じて対応できる措置（財政的な備え、損害賠償責任保険への加入など）が講じられていること。 12. 規則第67条第3項に規定する帳簿の様式が定められていること。 13. 帳簿は、検査組織等調査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。			

別紙 7 指定審査評価表（指定特定設備検査機関）

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評価		特記事項
			合	否	
申請書及び添付書類に関する事項	- 申請書及び添付書類の整備状況 - 添付書類は次に掲げるものとする。 (a) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (b) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表 (c) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（特定設備検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） (d) 申請者が法人である場合は、役員又は構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面 (e) 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面 (f) 特定設備検査を実施する者の氏名及び資格を記載した書面 (g) 特定設備検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面 (h) 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合の当該協力会社に係る次の事項を記載した書面 ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄附行為 ③ 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 検査の実績及び検査能力 ⑤ 特定設備検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し (i) 特定設備検査を実施する特定設備の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力を記載した書面 - 指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲	1. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「規則」という。）第47条に規定する申請書及び添付書類が全て整っていること。 2. 登記簿の謄本は申請日から1年以内のものであること。 （参考：指定の基準に関する事項④） （参考：指定の基準に関する事項①） （参考：指定の基準に関する事項②） （参考：指定の基準に関する事項⑤）			
申請者の資格に関する事項	- 欠格事項 - 特定設備検査の公正性の確保	3. 規則第46条の規定に基づき、指定を受けようとする区分、地域及び業務の範囲が明確になっていること。 4. 規則第47条第5号に規定するとおり、法第58条の3第2項において準用する法第58条の19に規定する欠格条項に該当していないこと。 5. 申請者は、規則第47条第6号に規定する公正性を確保していること。 1) 特定設備検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であること。 2) 人的要因、営利的、財政的その他の圧力により検査の実施を不正にするおそれのある影響を受けないこと。 3) その他、特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 例えば、検査対象の特定設備の設計、製造に直接関与しないこと。			
指定の基準に関する事項 ① 検査設備に関する事項	- 必要な検査設備は、次に掲げるものとする。 (a) 寸法定定器 (b) 引張試験設備 (c) 衝撃試験設備 (d) 超音波探傷試験設備 (e) 磁粉探傷試験設備 (f) 浸透探傷試験設備 (g) 放射線透過試験設備	6. 1) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要となる設備を保有又は借入により確保していること。 2) 指定の区分、業務範囲等に応じて必要な機械器具その他の設備が明記されていること。			

別紙 10 業務規程認可審査評価表 (検査組織等調査機関)

審査項目	調査項目	判定基準	区分ごとの評価		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	(業務規程の記載事項) - 検査組織等調査の業務を行う時間及び休日に関する事項 - 検査組織等調査の業務を行う場所に関する事項 - 検査組織等調査を行おうとする区分の事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に於じた調査項目に係る調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 - 検査組織等調査に係る手数料の収納の方法に関する事項 - 認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第46条第2項の書面及び特定設備検査規則証第63条第3項の書面の交付に関する事項 - 統括検査組織等調査員の選任及び解任に関する事項 - 統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員の配置並びに教育に関する事項 - 検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査組織等調査申請書の保存に関する事項 - 検査組織等調査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項 - 検査組織等調査機関の実施体制に関する事項 - 検査組織等調査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項 - 前各号に掲げるもののほか、検査組織等調査の業務に関し必要な事項 a) 検査組織等調査を受けられない場合 b) 罰則規定 c) 検査組織等調査実施上留意すべき事項の周知・教育体制について	○ 規則第66条の11に規定する項目が全て業務規程中に定められていること 1) 認定完成検査実施者調査証等の交付について、法人の内部での手続きが明確に規定されていること。 2) 統括検査組織等調査員の選任・解任については、その方法及び大臣等への届出等について明確に規定されていること。 3) 厳正かつ適正な検査組織等調査を実施するため、統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員に対して、配置当初及び配置後定期的に、能力の維持・向上のための適切な教育・研修プログラムを有していること。 教育・研修の結果の実施状況等が記録として残されていること。 4) 検査組織等調査申請書は適切な期間(少なくとも認定、登録の有効期間)を設定して保存することが明確になっていること。 5) 本人と確認できる身分証明書及び検査組織等調査を行う際のその携帯に関する事項が明確になっていること。 6) 検査組織等調査は、規則第66条の4に規定する統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員が実施する(判定については、実際に検査組織等調査を行った統括検査組織等調査員とは別の統括検査組織等調査員が行う。)こととされており、具体的な要領等がマニュアル等により明確になっていること。 7) 協力会社については、選定及び管理に係る規定が明確になっていること。 8) 検査組織等調査の作業範囲、責任の所在が明確になっていること。 (参考：別紙1中申請書及び添付書類に関する事項) 9) 法第58条の30の2において準用する法第58条の21に規定する「正当な理由」について明確に規定していること。 10) 検査組織等調査機関としての罰則規定等が明確になっていること。 11) 検査組織等調査の対象となる事業所等についての調査実施上留意すべき事項について、統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員に定期的に教育等を実施する体制が整備されていること。 実施状況等が記録として残されて			

	d) 検査組織等調査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続について e) 指定後の指定権者への諸手続について	いること。 12) 調査申請者等から受けた苦情を解決するための方針及び手続を規定していること。全ての苦情の記録と検査機関がとったその処置の記録を保存している旨規定していること。 苦情その他の状況からみて、検査組織等調査機関の方針、手続又は指定の基準に対する検査組織等調査機関の適合性、又は検査組織等調査機関の調査の品質について疑義が生じた場合、検査組織等調査機関は、その関連の活動と責任の範囲に対して遅滞なく監査を行うことを確実にする旨規定していること。 13) 事業所の所在地、名称、役員又は構成員の選任、統括検査組織等調査員の選任及び解任、協力会社との提携、提携内容等、業務規程の認可に係る変更及び業務の休廃止の届出等の諸手続について明確に規定していること。			
--	--	---	--	--	--